

災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と四万十町（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害において使用する甲所有の備蓄物資（以下「物資」という。）を速やかに提供するために乙の所有する建築物に予め保管することに関して、次のとおり協定を締結する。

（物資の種類）

第1条 甲が乙に保管を依頼する物資の種類は、食料、飲料水及び毛布のいずれか又は複数とする。

（保管場所）

第2条 物資は、乙が所有する建築物内において保管するものとする。

（適正管理）

第3条 甲は物資の消費期限や在庫数量を把握し、適正な管理に努めるものとする。また、乙は、保管場所において物資の破損や水漏れ等の異常を発見した場合には、甲に速やかに報告するものとする。

（保管費用）

第4条 乙は無償により保管場所を提供するものとする。

（損害賠償）

第5条 乙は、甲の物資を破損、紛失、廃棄、使用した場合は、その物資に相当する金額を、損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由による場合、自然災害等による場合又は甲の承諾がある場合はこの限りではない。

（協議事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、保管を行うに際し必要な事項や災害時の対応については、双方の協議のうえ別途定めるものとし、疑義が生じた場合は、その都度協議の上変更するものとする。

（保管期間）

第7条 この協定は、協定の締結日から有効とし、甲又は乙が協定の終了を申し入れない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年2月20日

甲 高知県知事

乙 四万十町長

災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と中土佐町（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害において使用する甲所有の備蓄物資（以下「物資」という。）を速やかに提供するために乙の所有する建築物に予め保管することに関して、次のとおり協定を締結する。

（物資の種類）

第1条 甲が乙に保管を依頼する物資の種類は、食料、飲料水及び毛布のいずれか又は複数とする。

（保管場所）

第2条 物資は、乙が所有する建築物内において保管するものとする。

（適正管理）

第3条 甲は物資の消費期限や在庫数量を把握し、適正な管理に努めるものとする。また、乙は、保管場所において物資の破損や水漏れ等の異常を発見した場合には、甲に速やかに報告するものとする。

（保管費用）

第4条 乙は無償により保管場所を提供するものとする。

（損害賠償）

第5条 乙は、甲の物資を破損、紛失、廃棄、使用した場合は、その物資に相当する金額を、損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由による場合、自然災害等による場合又は甲の承諾がある場合はこの限りではない。

（協議事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、保管を行うに際し必要な事項や災害時の対応については、双方の協議のうえ別途定めるものとし、疑義が生じた場合は、その都度協議の上変更するものとする。

（保管期間）

第7条 この協定は、協定の締結日から有効とし、甲又は乙が協定の終了を申し入れない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年2月20日

甲

高知県知事

乙

中土佐町長

災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と佐川町（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害において使用する甲所有の備蓄物資（以下「物資」という。）を速やかに提供するために乙の所有する建築物に予め保管することに関して、次のとおり協定を締結する。

（物資の種類）

第1条 甲が乙に保管を依頼する物資の種類は、食料、飲料水及び毛布のいずれか又は複数とする。

（保管場所）

第2条 物資は、乙が所有する建築物内において保管するものとする。

（適正管理）

第3条 甲は物資の消費期限や在庫数量を把握し、適正な管理に努めるものとする。また、乙は、保管場所において物資の破損や水漏れ等の異常を発見した場合には、甲に速やかに報告するものとする。

（保管費用）

第4条 乙は無償により保管場所を提供するものとする。

（損害賠償）

第5条 乙は、甲の物資を破損、紛失、廃棄、使用した場合は、その物資に相当する金額を、損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由による場合、自然災害等による場合又は甲の承諾がある場合はこの限りではない。

（協議事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、保管を行うに際し必要な事項や災害時の対応については、双方の協議のうえ別途定めるものとし、疑義が生じた場合は、その都度協議の上変更するものとする。

（保管期間）

第7条 この協定は、協定の締結日から有効とし、甲又は乙が協定の終了を申し入れない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年2月20日

甲 高知県知事

乙 佐川町長

災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と本山町（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和 22 年法律 第 118 号）が適用された災害において使用する甲所有の備蓄物資（以下「物資」という。）を速やかに提供するために乙の所有する建築物に予め保管することに関して、次のとおり協定を締結する。

（物資の種類）

第 1 条 甲が乙に保管を依頼する物資の種類は、食料、飲料水及び毛布のいずれか又は複数とする。

（保管場所）

第 2 条 物資は、乙が所有する建築物内において保管するものとする。

（適正管理）

第 3 条 甲は物資の消費期限や在庫数量を把握し、適正な管理に努めるものとする。また、乙は、保管場所において物資の破損や水漏れ等の異常を発見した場合には、甲に速やかに報告するものとする。

（保管費用）

第 4 条 乙は無償により保管場所を提供するものとする。

（損害賠償）

第 5 条 乙は、甲の物資を破損、紛失、廃棄、使用した場合は、その物資に相当する金額を、損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由による場合、自然災害等による場合又は甲の承諾がある場合はこの限りではない。

（協議事項）

第 6 条 この協定に定めるもののほか、保管を行うに際し必要な事項や災害時の対応については、双方の協議のうえ別途定めるものとし、疑義が生じた場合は、その都度協議の上変更するものとする。

（保管期間）

第 7 条 この協定は、協定の締結日から有効とし、甲又は乙が協定の終了を申し入れない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 2 月 13 日

甲 高知県知事

乙 本山町長

災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と南国市（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害において使用する甲所有の備蓄物資（以下「物資」という。）を速やかに提供するために乙の所有する建築物に予め保管することに関して、次のとおり協定を締結する。

（物資の種類）

第1条 甲が乙に保管を依頼する物資の種類は、食料、飲料水及び毛布のいずれか又は複数とする。

（保管場所）

第2条 物資は、乙が所有する建築物内において保管するものとする。

（適正管理）

第3条 甲は物資の消費期限や在庫数量を把握し、適正な管理に努めるものとする。また、乙は、保管場所において物資の破損や水漏れ等の異常を発見した場合には、甲に速やかに報告するものとする。

（保管費用）

第4条 乙は無償により保管場所を提供するものとする。

（損害賠償）

第5条 乙は、甲の物資を破損、紛失、廃棄、使用した場合は、その物資に相当する金額を、損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由による場合、自然災害等による場合又は甲の承諾がある場合はこの限りではない。

（協議事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、保管を行うに際し必要な事項や災害時の対応については、双方の協議のうえ別途定めるものとし、疑義が生じた場合は、その都度協議の上変更するものとする。

（保管期間）

第7条 この協定は、協定の締結日から有効とし、甲又は乙が協定の終了を申し入れない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年3月25日

甲 高知県知事

乙 南国市長

災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と安芸市（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害において使用する甲所有の備蓄物資（以下「物資」という。）を速やかに提供するために乙の所有する建築物に予め保管することに関して、次のとおり協定を締結する。

（物資の種類）

第 1 条 甲が乙に保管を依頼する物資の種類は、食料、飲料水及び毛布のいずれか又は複数とする。

（保管場所）

第 2 条 物資は、乙が所有する建築物内において保管するものとする。

（適正管理）

第 3 条 甲は物資の消費期限や在庫数量を把握し、適正な管理に努めるものとする。また、乙は、保管場所において物資の破損や水漏れ等の異常を発見した場合には、甲に速やかに報告するものとする。

（保管費用）

第 4 条 乙は無償により保管場所を提供するものとする。

（損害賠償）

第 5 条 乙は、甲の物資を破損、紛失、廃棄、使用した場合は、その物資に相当する金額を、損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由による場合、自然災害等による場合又は甲の承諾がある場合はこの限りではない。

（協議事項）

第 6 条 この協定に定めるもののほか、保管を行うに際し必要な事項や災害時の対応については、双方の協議のうえ別途定めるものとし、疑義が生じた場合は、その都度協議の上変更するものとする。

（保管期間）

第 7 条 この協定は、協定の締結日から有効とし、甲又は乙が協定の終了を申し入れない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 2 月 10 日

甲 高知県知事

乙 安芸市長

災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と室戸市（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和 22 年法律 第 118 号）が適用された災害において使用する甲所有の備蓄物資（以下「物資」という。）を速やかに提供するために乙の所有する建築物に予め保管することに関して、次のとおり協定を締結する。

（物資の種類）

第 1 条 甲が乙に保管を依頼する物資の種類は、食料、飲料水及び毛布のいずれか又は複数とする。

（保管場所）

第 2 条 物資は、乙が所有する建築物内において保管するものとする。

（適正管理）

第 3 条 甲は物資の消費期限や在庫数量を把握し、適正な管理に努めるものとする。また、乙は、保管場所において物資の破損や水漏れ等の異常を発見した場合には、甲に速やかに報告するものとする。

（保管費用）

第 4 条 乙は無償により保管場所を提供するものとする。

（損害賠償）

第 5 条 乙は、甲の物資を破損、紛失、廃棄、使用した場合は、その物資に相当する金額を、損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由による場合、自然災害等による場合又は甲の承諾がある場合はこの限りではない。

（協議事項）

第 6 条 この協定に定めるもののほか、保管を行うに際し必要な事項や災害時の対応については、双方の協議のうえ別途定めるものとし、疑義が生じた場合は、その都度協議の上変更するものとする。

（保管期間）

第 7 条 この協定は、協定の締結日から有効とし、甲又は乙が協定の終了を申し入れない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 2 月 20 日

甲 高知県知事

乙 室戸市長